

民 生 病 院 常 任 委 員 会

日時 令和 7 年 4 月 1 8 日（金）

午前 1 0 時から

場所 現地及び全員協議会室

< 現地視察 > 午前 1 0 時から

- (1) 野手埋立処分所
- (2) 保健センター

< 委 員 会 > 午後 1 時から

1 職 員 紹 介

市民生活部⇒福祉保健部⇒こども家庭部⇒市民病院事務局

2 議 題

- (1) 令和 7 年度各部・課等の所管事項及び主要事業について

市民生活部⇒福祉保健部⇒こども家庭部⇒市民病院事務局

- (2) 報告事項（1 件）

- ① 戸籍の氏名の振り仮名記載について

（市民生活部 市民課 資料 1）

- (3) その他

戸籍の氏名の振り仮名記載について

1 主旨

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることにより、行政サービスのデジタル化の促進、各種手続での振り仮名の公証、各種規制の潜脱行為の防止を図るもの。

2 戸籍の氏名の振り仮名記載のスケジュール

時 期	内 容
令和 7 年 5 月 2 6 日	(1)届出により戸籍に氏名の振り仮名が記載 (戸籍法の一部改正施行) 氏名の振り仮名の届 出生届（出生子の名の振り仮名） など
以降	(2)現存者に対し本籍地市町村長が仮の振り仮名を通知 (本市本籍人は 7 月下旬から 8 月上旬頃) 仮の振り仮名が正しい場合 氏名の振り仮名の届出は不要。 仮の振り仮名が異なっている場合 氏名の振り仮名の届出により、正しい振り仮名を戸籍に記載。
令和 8 年 5 月 2 5 日	(3)氏名の振り仮名の届出期間終了（施行日から 1 年）
以降	(4)市町村長による戸籍の氏名の振り仮名記載 (本市本籍人の場合は 8 月下旬ごろ) 氏名の振り仮名の届出がなかった者に対し、本籍地市町村長が 仮の振り仮名を戸籍の振り仮名として戸籍に記載する。

3 届出人

- (1) 氏の振り仮名の届 筆頭者（筆頭者除籍の場合は配偶者、子の順）
- (2) 名の振り仮名の届 本人（15 歳未満の場合は親権者）

4 戸籍の氏名の振り仮名の届出方法

- (1) 市民課窓口（他の市区町村窓口も可能）
- (2) マイナポータルによるオンライン届出（マイナンバーカード）
- (3) 郵送